

( 公 印 省 略 )

建 政 第 1 9 8 5 号  
公 入 管 第 7 6 4 号  
施 整 第 1 1 3 5 号  
令 和 4 年 3 月 8 日

( 一 社 ) 大 分 県 建 設 業 協 会 長 殿

大 分 県 土 木 建 築 部 建 設 政 策 課 長  
大 分 県 土 木 建 築 部 公 共 工 事 入 札 管 理 室 長  
大 分 県 土 木 建 築 部 施 設 整 備 課 長

「 令 和 4 年 3 月 1 5 日 から 適 用 す る 公 共 工 事 設 計 労 務 単 価 」 等 の 運 用 に 係 る 特 例 措 置 等  
に つ い て ( 送 付 )

令 和 4 年 3 月 1 5 日 から 適 用 す る 公 共 工 事 設 計 労 務 単 価 及 び 設 計 業 務 委 託 等 技 術 者 単 価 ( 以 下 「 新 労 務 単 価 」 と い う ) に つ い て 、 令 和 4 年 3 月 1 5 日 以 降 起 案 す る 設 計 書 よ り 適 用 す る こ と と し て い ま す が 、 令 和 3 年 度 公 共 工 事 設 計 労 務 単 価 及 び 令 和 3 年 度 設 計 業 務 委 託 等 技 術 者 単 価 ( 以 下 「 旧 労 務 単 価 」 と い う ) に 各 々 比 して 、 公 共 工 事 設 計 労 務 単 価 で は 全 職 種 単 純 平 均 で 1 . 9 % 上 昇 し 、 設 計 業 務 委 託 等 技 術 者 単 価 で は 単 純 平 均 で 3 . 2 % 上 昇 し て い る こ と に 伴 い 、 下 記 の と お り 特 例 措 置 等 を 定 め た の で 参 考 ま で に 送 付 し ま す 。

## 記

### 1 特例措置について

#### ( 1 ) 措置の内容

新 労 務 単 価 の 決 定 に 伴 い 、 対 象 と な る 工 事 及 び 建 設 コ ン サ ル タ ン ト 業 務 等 の 受 注 者 は 、 大 分 県 公 共 工 事 請 負 契 約 約 款 第 6 3 条 、 大 分 県 土 木 設 計 業 務 等 委 託 契 約 約 款 第 5 7 条 及 び 大 分 県 建 築 設 計 業 務 等 委 託 契 約 約 款 第 6 2 条 の 定 め に 基 づ き 、 旧 労 務 単 価 に 基 づ く 契 約 を 新 労 務 単 価 に 基 づ く 契 約 に 変 更 す る た め の 請 負 代 金 額 及 び 業 務 委 託 料 の 変 更 の 協 議 を 請 求 す る こ と が で き る 。

#### ( 2 ) 対象となる工事及び建設コンサルタント業務等及び取扱いについて

ア 令 和 4 年 3 月 1 5 日 以 降 に 開 札 を 行 う 工 事 及 び 建 設 コ ン サ ル タ ン ト 業 務 等 の う ち 、 旧 労 務 単 価 を 適 用 し て 予 定 価 格 を 積 算 し て い る も の に つ い て は 、 次 の 方 式 に よ り 算 出 さ れ た 請 負 代 金 額 及 び 業 務 委 託 料 に 契 約 を 変 更 す る も の と す る 。

変 更 後 の 請 負 代 金 額 及 び 業 務 委 託 料 = P 新 × k

この式において、「P新」及び「k」は、それぞれ以下を表すものとする。

P新：新労務単価により積算された金額

k：当初契約の落札率

イ 令和4年3月14日以前に開札を行った工事のうち、3月15日において工期の始期が到来していないものについては、「大分県公共工事請負契約約款第25条第6項の運用について」(平成26年2月14日付け建政第1772号)の規定を準用するものとする。

## 2 工事におけるインフレスライド条項の適用について

令和4年3月14日以前に開札を行った工事のうち、3月15日において工期の始期が到来しているものについては、「大分県公共工事請負契約約款第25条6項の運用について」(平成26年2月14日付け建政第1772号)の規定の適用を可能とする。

## 3 その他

落札決定通知後の工事及び建設コンサルタント業務等にあつては、契約時において、契約担当者より落札者に「別紙」を配布し、本特例措置等に基づく対応が可能となる場合があることを周知すること(3月、4月開札分)。また、既契約の工事にあつては、監督員より受注者に「別紙」を配布し、本特例措置等に基づく対応が可能となる場合があることを周知すること。

なお、本通知に基づく、受注者からの請負代金額及び業務委託料変更協議の請求期限については、各発注機関において業務の状況等を勘案し、適切に設定すること。

担当：公共工事入札管理室 公共工事入札管理班  
建設政策課 技術・情報システム班  
施設整備課 技術管理班